

7 月から「雑がみ」
リサイクルを始めます



現在、市の燃えるごみの半分近くが紙類となっていますが、その中にはリサイクル可能な紙類が多く含まれていると考えられます。

清掃センターでは、資源のリサイクルを推進するため、雑がみのリサイクルを始めます。皆さまのご協力をお願いいたします。

◎ 「雑がみ」とは

新聞、雑誌、ダンボール、紙パック以外のリサイクルできる紙類のことです。

雑がみの例

コピー用紙、プリント、書類、チラシ、ダイレクトメール、封筒、ハガキ、包装紙、カレンダー、紙袋、紙箱、台紙、画用紙、名刺など。

◎ 「雑がみ」の出し方

雑がみの種類によって、次のように従ってリサイクル分別収集、又は清掃センターへお持ち込みください。

※雨の日には分別で古紙類の収集は行いません。

・ A4 サイズ程度の大きさに合わせ、ひとまとめにして白い紙ひもで十文字にしばってください。

※ビニールひも、麻ひもなどは使用しないでください。

・ ハガキ、メモ用紙、名刺など小さいサイズの紙は、使用済の紙袋や大きめの封筒に入れ、白い紙ひもで十文字にしばってください。

・ ビニール、プラスチック、金具、クリップ、発泡スチロール、付録の DVD などを取り除いてください。

・ シュレッダー紙は、ビニール袋に入れて清掃センターへ持込んでください。

・ 他の古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）とは必ず分別してください。

リサイクルできない紙

汚れた紙、臭いのついた紙、防水加工された紙、カーボン紙、ノーカーボン紙、圧着ハガキ、写真用紙、感光紙、感熱紙、複合素材の紙など。

問合せ先 清掃センター

☎ 22 6686

児童手当の申請
お忘れなく！
期限は 6 月 29 日（金）

6 月分以降の児童手当等を受けるには、現況届の提出が必要です。対象者には書類を送付しておりますので、ご確認ください。

現況届は、毎年 6 月 1 日の世帯状況などを把握し、児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合は、6 月分以降の手当が受けられなくなり、2 年度分提出がない場合、時効により手当を受ける権利が消滅します。

現況届に必要な書類

① 市から送付した「児童手当・特例給付現況届」② 健康保険被保険者証の写し、③ 印鑑（シヤチハタ不可）

提出方法

福祉事務所（窓口⑥）に提出または郵送
※郵送の場合は書類到着日が受付日となります。

問合せ先

福祉事務所社会福祉係
（窓口⑥）☎ 22 2216

母子家庭等医療費
助成金更新手続き
忘れずに

7 月からの受給資格の見直しを行うため、該当する方には 6 月中旬に申請書を送付しています（納税通知書の発送日が 6 月中旬となるため）。

申請書を提出しない場合、助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

提出期限 6 月 29 日（金）

対象者 所得税非課税世帯で次のいずれかに該当し、現に 20 歳に達する前日までの児童を扶養している方

- ・ 配偶者と離婚、または死別後現に婚姻していない
- ・ 配偶者の生死が不明
- ・ 配偶者から一年以上遺棄されている
- ・ 配偶者が精神または身体に障害がある
- ・ 配偶者が一年以上拘禁されている

その他

前年所得の状況により審査を行うので、申告をされていない方は、速やかに済ませてください。

提出・問合せ先

福祉事務所社会福祉係
（窓口⑥）☎ 22 2216

夏の海水浴場
駐車場割引制度

未就学児のいる市民の方々に対象に駐車場の割引制度があります。

対象 市に住民登録のある未就学児（平成 24 年 4 月 2 日以降生まれ）がいる世帯

割引内容 市と夏期海岸対策協議会が運営する駐車場の料金が 500 円引きになります。（民間の駐車場は対象外です）

利用方法

白色の「子ども医療費受給者証」を料金所で提示してください（子どもが同乗しているときのみ割引が適用されます）。

利用できる施設

白浜中央海水浴場、白浜大浜海水浴場、吉佐美大浜海水浴場、多々戸浜海水浴場、入田浜海水浴場、田牛海水浴場、外浦海水浴場、爪木崎グリーンエリア、舞磯浜海水浴場

※対象の方で「子ども医療費受給者証」をお持ちでない方は左記までお問い合わせください。

問合せ先

福祉事務所社会福祉係
（窓口⑥）☎ 22 2216